第89号議案

足立区墓地の設置に関する条例

上記の議案を提出する。

平成17年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

足立区墓地の設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)及び墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号。以下「都条例」という。)に定めるもののほか、経営主体その他必要な事項を定めることにより、墓地の運営及び管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び都条例で使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例で「墓地」とは、法第2条第5項に規定する墓地で、規則で定めるものをいう。

(経営主体)

- 第3条 墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 地方公共団体
 - (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人で、同法第5条第1項に規定する主たる事務所又は同法第52条第3項若しくは第53条第1項に規定する従たる事務所を足立区内に有するもの

(3) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により墓地 等の経営を目的に設立された法人で、同法第45条に規定する 主たる事務所又はその他の事務所を足立区内に有するもの

(経営者の講ずべき措置)

第4条 墓地の経営者は、墓地の運営及び管理を適正に行うため、常時 管理者を配置しなければならない。ただし、区長が支障がないと認め るときは、この限りでない。

(標識設置前の協議)

- 第5条 墓地を経営しようとする者は、都条例第16条第1項に規定する標識の設置届を提出する前に、当該墓地の建設計画について区長と協議しなければならない。
- 2 墓地を経営しようとする者は、前項の協議にあたっては、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項の協議において、必要な指導及び助言を行うことが できる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(提案理由)

墓地の運営及び管理の適正化を図るため、経営主体その他必要な事項を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。